

医政発 1130 第 15 号
保 発 1130 第 6 号
令和 3 年 11 月 30 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」
の改訂について

今般、標記について別添のとおり公益社団法人日本医師会会長等に通知いたしましたので、ご了解願います。



医政発 1130 第 14 号
保 発 1130 第 3 号
令和 3 年 11 月 30 日

(別 記) 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省保険局長

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の
改訂について

医療用医薬品の流通改善については、一次売差マイナスの解消、未妥結・仮納入の改善、単品単価取引の推進といった課題の改善に向け、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」での提言に沿った取組について関係団体に要請する等の取組を行うとともに、国が主導し、流通改善の取組を加速するため、平成 30 年 1 月に、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（平成 30 年 1 月 23 日付け医政発 0123 第 9 号、保発 0123 第 3 号別添）を作成し、遵守を求めてきたところです。

今般、医療用医薬品の取引環境に大きな変化が生じ、長年の商慣行の改善に向けた取組の必要性が増していることを踏まえ、流通改善ガイドラインの改訂を行いました。

貴職におかれましては、貴団体会員等に対し周知の上、遵守されますようお願いいたします。

(別 記)

公益社団法人 日本医師会 会長
公益社団法人 日本歯科医師会 会長
公益社団法人 日本薬剤師会 会長
一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長
一般社団法人 日本保険薬局協会 会長
公益社団法人 日本看護協会 会長
公益社団法人 日本助産師会 会長
公益社団法人 日本臨床工学技士会 会長
一般社団法人 日本医療法人協会 会長
公益社団法人 全日本病院協会 会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長
公益社団法人 日本精神科病院協会 会長
一般社団法人 日本病院会 会長
一般社団法人 日本私立医科大学協会 会長
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 会長
公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会 会長
一般社団法人 全国公私病院連盟 会長
社会福祉法人 恩賜財団済生会 会長
日本赤十字社 社長
国家公務員共済組合連合会 理事長
社会福祉法人 北海道社会事業協会 会長
全国厚生農業協同組合連合会 会長
健康保険組合連合会 会長
独立行政法人 国立病院機構 理事長
独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長
独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長
宮内庁長官官房秘書課長
法務省矯正局長
文部科学省高等教育局長
総務省自治行政局公務員部長
防衛省人事教育局長
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 理事長

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事長

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 理事長

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長

一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会 会長

一般社団法人 日本歯科商工協会 会長

日本製薬団体連合会 会長

米国研究製薬工業協会 会長

欧州製薬団体連合会 会長